

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ④記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑤排水または排気(煙、蒸気、じんあいまたは騒音を含みます。)によって生じた賠償責任
 - ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ※「賠償責任保険追加条項」および「商賠緊急追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

賠償責任保険追加条項

- ①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ③石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ④汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ⑤医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑥記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)『管理財物』といたし、記名被保険者の所有財物、受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)または作業対象物のことをいいます。

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ③記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑤履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑥他人の身体の障害、財物の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑦業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑧人工衛星(人工衛星に搭載される無線設備等の機器を含みます。)の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)または故障に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑨保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑩特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑪被保険者の業務の対価(販売代金、手数料、報酬等をいいます。)の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑫業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑬記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑭直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑮被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害(商号の侵害または虚偽の事実の陳

述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。)に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用

- ⑯次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと
イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断(コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。)
- ⑰直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑱株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑲差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑳遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉑遡及日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉒この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉓この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉔通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉕ソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた情報サービス業者・電気通信事業者特約条項第1条(当会社の支払責任)(1)①から③の事由に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉖業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- ㉗業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った適切な措置のために要した費用
- ㉘利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報利用の目的をいいます。)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉙偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉚サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉛被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉜政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。)またはこれらの行為が発生するおそれに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉝記名被保険者の役員に関する個人情報に漏えいしたことによる費用
- ㉞被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉟被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊱被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊲被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊳被保険者が他人から企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生したことに係る費用
- ㊴被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに係る費用
- ㊵サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊶政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。)またはこれらの行為が発生するおそれに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊷企業情報が正確でない、または最新の情報でないことに係る費用

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。